

本文章已註冊DOI數位物件識別碼

- ▶ 近世日本の支配構造と武士の社会倫理思想－武家の家訓・遺訓を読む－

doi:10.29714/TKJJ.200812.0004

淡江日本論叢, (18), 2008

作者/Author：馬耀輝

頁數/Page：55-64

出版日期/Publication Date：2008/12

引用本篇文獻時，請提供DOI資訊，並透過DOI永久網址取得最正確的書目資訊。

To cite this Article, please include the DOI name in your reference data.

請使用本篇文獻DOI永久網址進行連結:

To link to this Article:

<http://dx.doi.org/10.29714/TKJJ.200812.0004>



DOI Enhanced

DOI是數位物件識別碼（Digital Object Identifier, DOI）的簡稱，是這篇文章在網路上的唯一識別碼，用於永久連結及引用該篇文章。

若想得知更多DOI使用資訊，

請參考 <http://doi.airiti.com>

For more information,

Please see: <http://doi.airiti.com>

請往下捲動至下一頁，開始閱讀本篇文獻

PLEASE SCROLL DOWN FOR ARTICLE



airiti

近世日本の支配構造と武士の社会倫理思想

—武家の家訓・遺訓を読む—

淡江大学日本語学科専任助理教授 馬耀輝

はじめに

本稿は西洋思想の影響によるエートスの変動が始まる前に、近代化以前の日本社会に存在していた固有のエートスとは何かについて論じてみるものである。

エートスとは何か、また、エートスの変動という観点から見る場合の近代化とは何か、そして、分析視角としてのエートス概念の内実、並びにある社会の主要なエートスを実証的にとらえる時にそのエートスの担い手を当該社会のいかなる人々に求めるかについては、小著を参照されたい⁽¹⁾。約言すれば、エートスとは、ある民族や社会に存在する、諸個人の集団的性質の中に宿る「信念」、「生活態度」、「倫理的態度」、またこれらによって形成された「倫理的生活雰囲気全体」である。本稿では、こうした立場に立って、エートス概念の内実をなすものとエートスの担い手の設定といった先学の研究業績を抛り所としながら、近世日本の歴史事実にも照らして近代化以前における日本固有のエートスとは何かを探究する。

しかし、エートスというものそれ自体は独立した存在としてエートスの外側にある政治的・社会的諸状況と没交渉に存在しているとはどうい考えられない。問題は、ある民族や社会のエートスはどういった外なるもののかかわり合いで生み出されたかである。この点に関しては、日本の社会学者岡澤憲一郎が重要なヒントを提供してくれた。彼のアプローチによれば、即ち、宗教、支配構造、制度、組織などはエートス形成の諸要因であり、エートスはそれら諸要因との関連で生成・発展してきたものである⁽²⁾ということである。そして、実際にエートスをとらえようとする際、エートス形成の諸要因と関連させてとらえるという研究の構えが必要であることは贅言を要しないことであろう。

以上の諸点をふまえつつ、歴史事実としての近代化以前における日本固有の主要なエートスをとらえる場合、本稿の分析は、前近代日本の江戸時代における主導的な社会階層のエートス、つまり、彼らの集団的性質の中に宿る生活態度、倫理的態度、もしくは信念に向けられることになる。その江戸時代の主導的な社会階層といえ、言うまでもなく武士身分の人々であったため、本稿では、専ら支配階層の彼らのエートスをそのエートス形成の一因としての支配構造と関連させて検討したい。

なお、主な使用資料を家訓・遺訓にしたのは、武士の倫理思想を研究対象とする場

(1) 馬耀輝『林子平の社会倫理思想の研究』（致良出版社、2008年10月）第一章序論参照。

(2) 岡澤憲一郎『マックス・ウェーバーとエートス』（文化書房博文社、1995年）参照。

合、それらは不可欠な基本的資料とされるからである⁽³⁾。

一、主従制的支配と忠誠信念、従順的・奉仕的態度

一六〇三年、徳川家康が征夷大将軍に任命されると、徳川将軍は武士身分を始めとする諸身分全般を支配する日本全土の統治者となった。また、将軍と自己の直属家臣団はその領地を支配していたように、将軍に臣従した各藩の大名もそれぞれの直属家臣団とともにその領内を支配していたのみならず、幕府の要職担当や奉公義務の履行を通して全国統治にも携わっていた。かかる武士身分者同士の結合によって形成された武士身分集団—徳川将軍家とその諸大名、さらにその将軍家・諸大名と彼らの家臣団は近世日本の支配階層をなしていた。

こうした武士身分集団の集団的性質の中に宿るエートス、すなわち、彼らの生活態度や倫理的態度の中に内面化されている信念を考察する際、まずその具体的な表現を支配の正当性根拠から見出さなければならない⁽⁴⁾とされるなら、近世日本の支配構造はいかなる基礎に依存していたのか、何によって支えられていたのかを明らかにしなければならない。

それはまず、近世日本の支配構造の正当性根拠は主従関係に対する信仰に基づいたものであったため、言い換えれば、主従制的支配だったと言えよう。

近世日本の武士身分支配集団についてみると、大名が幕府に、家臣団が所属の将軍家、或いは所属の大名に対して主従関係を結ぶという形で主従制的構造が形成されていたことがわかる。その特徴の一つは、一方において主家から与えられた土地・禄米を介しての御恩給付、またもう一方においてそれに対する従家の奉公遂行、という関係で結ばれていたことである。

すなわち、主君と従臣の間は、本来的には軍事的な主従関係であったため、軍事的貢献に伴った論功行賞或いは非軍事的奉公義務の代償として、将軍は大名に封地を授与し、大名も受け取った領地を自分の家臣団に分け与え、そして、大名も家臣団もそれぞれの所属主家とその御恩に見合った軍事的・非軍事的性格の奉公義務を実行するという相互的な関係になっていたのである。

このような関係の成立を可能にしたのは、近世に入ってから完成されつつあった兵農分離の制度である。即ち、兵農分離により、武士は土地と農民に対して直接の支配を行わず、主君から与えられた土地の米の収量表示である石高で計算・支給される御恩だけが生活の頼りとなったのである。

しかし、御恩は奉公怠慢などの理由で改易や転封、減封、廃絶の処分にされちゃう、或いは「遂忠節、御恩賞又不浅」⁽⁵⁾というようなことになる可能性があるため、兵農分離の結果として、武士の経済的基盤は主君への従順・奉仕によって成り立つた

⁽³⁾ 小澤富夫『武家家訓・遺訓集成』（ペリかん社、2003年）1頁参照。

⁽⁴⁾ 前掲書、第2章52～54頁参照。

⁽⁵⁾ 「三沢為虎起請文」『大日本古文書』毛利家文書之一所収、石田一良編『体系日本史叢書23 思想史II』（山川出版社、昭和55年）66頁より再引用。

けではなく、保障されるのである。

武士たちのこうした経済的状況からすれば、主君に忠誠を尽し、その御恩に報いるべく奉公義務を果すという彼ら臣下としての忠誠信念と従順的・奉仕的態度を怠ることはあるまい。そうならないように子孫や家臣に戒めとして伝えられた武家の家訓・遺書などにも

忠勤・奉公を説く条文が数多く見られる。

例えば、慶長五（1600）年、伏見城の守備を命じられ、後に戦死した鳥居元忠（1539～1600）が息子の忠政に与えた遺書の中で次のように戒めている。

天下は幾程なくして、上様御手の中なるべし、左あらば必御取立を受て、大名にもならんと思ひて、御奉公する者も有らん、必この心など出来たらば、武士道の真理の尽る端とぞ知べし、官禄を賜らん大名に成れと、欲心にひかれて貪らんに、命の惜からぬ事あるべきや、命が惜まれては、何の武功を成べき、武の家に生まれて忠を心に掛ず、ただ身上の富を思ふ者は、外に詔ひ内に奸謀を工み、義を捨恥を顧みず、後々末代武名を汚す、誠に口惜き事なり⁽⁶⁾

同じく、関ヶ原の戦いで東軍に属し、戦後は肥後の領主となった加藤清正（1562～1611）が家法として第一条に掲げたのは「奉公之道油断すべからず」⁽⁷⁾という家臣への訓示である。また、関ヶ原の戦勝にも貢献した藤堂高虎が寛永二（1625）年に息子に与えた「藤堂高虎遺書」の第1条では、「御奉行油断ある間敷事」⁽⁸⁾と訓戒している。そして、寛永十二年（1635）に大垣藩主となった戸田氏鉄（1617～1635）が家訓の中で「良臣」の条件に「慎事奉、忠於君」⁽⁹⁾を挙げている。さらに、会津藩初代藩主保科正之（1611～1672）も十五ヶ条の家訓の中で「大君之儀、一心大切可存忠勤、不可以列国之例自處焉、若懐ニ心、則非我子孫、面々決不可従（大君の儀、一心大切に忠勤を存すべし。列国の例を以て自ら処るべからず。若し二心を懐かば即ち我が子孫にあらず、面々従ふべからず。）」⁽¹⁰⁾として徳川家への絶対忠誠を示している。

江戸中期以降、例えば、将軍吉宗に仕えた渋谷隠岐守良信は主君の恩義を忘れないことを強調しながら、「主君へ奉公を勤るは、厚恩を報ぜん為と心得べし、立身の為と思ふべからず」⁽¹¹⁾というように、奉公＝恩返しと意味付けている。同じく、幕臣の伊勢貞丈（1717～1784）は君臣の関係を次のように説明している。

君臣の法は、君は主人の事、臣は家来の事なり、主人は扶持米給金をくれるを恩に

⁽⁶⁾ 「鳥居元忠遺書」『日本教育思想大系 近世武家教育思想 家訓・訓誡』（昭和54年、日本図書センター）9頁参照。

⁽⁷⁾ 「加藤清正掟書」前掲書『日本教育思想大系 近世武家教育思想 家訓・訓誡』、10頁参照。

⁽⁸⁾ 「藤堂高虎遺書」前掲書、159頁参照。

⁽⁹⁾ 「戸田氏鉄家訓」前掲書、163頁参照。

⁽¹⁰⁾ 「保科正之家訓」前掲書、177頁参照。

⁽¹¹⁾ 「渋谷隠岐守筆記」前掲書、241頁参照。

かけず、家来のほね折て奉公するを、恩に受て悦ぶは、主人の義理也、家来はほねを折て奉公するを恩にかけず、主人より給はる扶持米給金を、恩にうけてかたじけなく、主人の為には一命をもすつべしと思ふは、家来の義理也、主人の身にては、家来と云物なければ、我一人立にて万事不自由也、家来の身にては、主人といふ物なければ、扶持米給金をくれる者なければ、父母妻子をもやしなふ事ならぬ也、然る間、主人は家来をあはれみ、家来は主人を大切にす也、是を君臣の義と云也⁽¹²⁾

枚挙に遑がないが、以上のように、近世武家社会の支配構造上の特徴から見出せるのは、武士たちの置かれた物質的狀態によって、主君に従順的・奉仕的といった生活態度や倫理的態度、及びそれを支える忠誠信念、というエートスが求められていたことである。

こうした主従間の相互的關係が武士身分集團の集團的性質として継続される限り、そこに根をおろしたエートスは支配構造を維持する方向で働くことが考えられるが、翻って考えると、そういった關係が崩れる時に、エートスが支配構造を否定する方向で作用し始めることになる。

二、身分的上下關係より生成した分限重視のエートス

もう一つ、石高の大小によって表現・区別されるのは、武士身分に属する者の間に存在する、石高の差に照応して固定化・格式化された、整然たる身分序列である。つまり、將軍は武士身分の頂点に位置し、その直属の諸大名の間には、將軍との親疎の程度・出自・来歴・功績・領地の規模・朝廷の叙任官位・江戸城の殿席などを類別の基準として細分化された身分の区別があるのみならず、將軍家・諸大名とそれぞれの家臣団の間においても、出自や来歴、軍制上の基準による細かな身分区別が定められている。各身分間は厳格な上下秩序によって關係づけられているために、近世武家社会の主従制的支配構造は、こうした身分的上下關係で結ばれていたところにその第二の特徴がある。

言い換えれば、その支配構造は主従制的・身分的上下關係に依存し、その正当性根拠はそれに対する信仰に基づいたものである。問題は、それが武士たちの普段の生活態度や倫理的態度に具体的にどう現われていたのか、また、内面的には如何なるエートスによって支えられていたのかである。

近世日本の身分階層化された武士たちには、それぞれの身分に付随する、また対応する形で、表面的・外形的象徴として煩雑な礼儀作法が定められていた。即ち、儀式・儀礼の場における座順・拝謁作法や衣服の着用、外出時の行装・乗り物・持ち道具、相手の身分に対応する路頭礼節・送迎礼など⁽¹³⁾、日常生活のありとあらゆる局面に各々厳守すべき礼式・儀礼があり、当の武士本人の身分等級の高低・威儀の優劣・榮

⁽¹²⁾ 「伊勢貞丈家訓」前掲書、257頁参照。

⁽¹³⁾ 笠谷和比古「武士の身分と格式」朝尾直弘編『日本の近世 第七巻 身分と格式』（中央公論社、1992年）参照。

誉の多寡・特権の有無などはそれらの礼式・儀礼に叶った挙措行動を通して表現されていたのである。

事実、それらの儀式・儀礼の尊重・遵守による武士たちの主従制的・身分的上下関係の維持からの要請で、態度的には従順的で、礼儀正しいということは、江戸時代に来日した外国人の共通して一致した認識によって裏付けられる⁽¹⁴⁾。

彼らの中に、ツンベルグ (Carl Peter Thunberg 1743~1828) という 1775 年から一年数ヶ月オランダ商館に勤務していたスウェーデン人がいた。彼は日本人の身分に従順的で礼儀正しい態度について次のように記している。

(前略)日本人は人間としての権威を自覚していて、平等自由の国民であると、判断してはならない。反対に地球上にこの国民ほどその主に束縛され、上下の小さな差別に対してその徒な儀礼を尽くすことの熱心なものはあるまい。日本国民は幼年の時から主君及び両親に服従することを原則として教えこまれる。年長者の行動は若年者の規範とされる。さればこの国の子供はこの従順なる心のお蔭により、我々欧州人が子供に頻繁に課する譴責及び刑罰を免れているのである。身分低きものが身分高きものに対し時は、身を屈めてその敬意を表す。同じ身分のものは相逢った時及び別れる時に互いに礼をする。この礼は体を屈し、頭を前に下げ、掌を膝に置くのである。掌は時に脚の骨の上或

いは足の上におかれることがある。礼を致さんとする人に対する敬意に深淺に従って、頭を下げる程度を異にするのである。長上に言葉をかけ、又は何か物を呈する時には、必ず頭を下げる。庶民が往来で高位の人に遭う時は、停立して、その人の通りすぎるのを待つのである⁽¹⁵⁾

また、武士の心掛けるべきこととして儀式・儀礼の尊重・遵守が重要であることは、武家の家訓や遺書の中でそれがしばしば強調されていることから窺い知ることができる。例えば、前出の「藤堂高虎遺書」には「身の分限程に、万事沙汰可有事」⁽¹⁶⁾という一条がある。藤堂と同じ実力大名の黒田如水 (1546~1604) も「我身の行儀作法を不乱して万民の手本に成べし」⁽¹⁷⁾と説いている。

それに、伊勢貞丈の「礼と云ば、我より目上なる人をばあがめうやまひ、目下なる人をもいやしめずあなどらず、我が身をへりくだりて人にほこらず、おごることなきを礼と云也」⁽¹⁸⁾ というような「礼」の定義がある。

⁽¹⁴⁾ 築島謙三『「日本人論」の中の日本人』上 (講談社、2001年) 参照。

⁽¹⁵⁾ 前掲書より再引用、112頁参照。

⁽¹⁶⁾ 「藤堂高虎遺書」前掲書『日本教育思想大系 近世武家教育思想 家訓・訓誡』、159頁参照。

⁽¹⁷⁾ 「黒田如水教諭」前掲書、412頁参照。

⁽¹⁸⁾ 「伊勢貞丈家訓」前掲書『日本教育思想大系 近世武家教育思想 家訓・訓誡』、255頁参照。

さらに、武士の行状を批判したものもある。「白川侯家訓」である。長文だが、抄出する。

当代の寄合を聞及び候に、多く礼儀正しからず、訳もなき事ども声高に笑ひ罵り、又は人の噂好色咄し、或は酔狂のとをなし、或は小歌三味線、座上には取はやす族も有之由、是等は一として、士の作法少しも無之候、士の交りは礼正敷、一言申出事も跡先を得とふまへて、多くは古書の穿鑿義理の物語を好み、仮初にもそそけたる体を不致こそ本意にて候、然ども別て心安き友とは、楽に窶（くつろぎ）打解語る義は格別にて候、其内にも不行義成作法は、差別可有之事に候、家中の士どもども、寄合候節は、右之心得可有之候⁽¹⁹⁾

つまり、武士たちは日常生活において身分相応的な儀式・儀礼を尊重・遵守しなければならない、という生活態度や倫理的態度が求められていたのである。反対に、もし儀礼上不適宜とされる行為があったら、処罰される。例えば、元禄二年、会津藩の武士が江戸城の普請現場を見回ってきた藩主一行に平伏しなかったため、「不敬至極」な態度として拘留され、さらに追放処分された。⁽²⁰⁾

こうして長い間に日常生活の中で馴致されてきた儀式・儀礼遵守の生活態度や倫理的態度は如何なるエートスによって形成されたかと言えば、主従制的・身分階層的支配構造に対する正当性信仰に基づいて、常に身の程を意識し、分限をわかまえ、挙措行動上それを確実に守り、越えてはならない、という信念なのではなからうか。

泰平の世が続く中で、主従制的・身分階層的性格の支配構造が生み出したエートスは無論その上下秩序を安定化させる方向で作用する力となりえた。しかし、幕末期になると、身分秩序の固定はやがて内憂外患の刺激によって武士たちに反省させられ、幕政参与や人材登用の支障として否定されるものとなった。

三、家格・名誉堅持のエートス

もう一つ、近世日本の支配者集団の重要な特徴は、その主従制的・身分的上下秩序は「家」と「家」との関係で結ばれていたところにあるのである。これは家間主従制とも言われている⁽²¹⁾。即ち、徳川將軍家とその諸大名との結合、さらにその諸大名と家臣団との結合は、一つ大イエ連合体をなし、国家的支配に携わることを世襲制的家業とした武士たちは家元の下に主従制的に、しかも身分・家格階層的に構成されて

⁽¹⁹⁾ 「白川侯家訓」前掲書、287～288頁参照、白川侯はすなわち白河藩主松平定信（1758～1829）のこと。但し、これは儒学者室鳩巢の作とされる。

⁽²⁰⁾ 氏家幹人著『江戸藩邸物語』（中央公論新社、2003年）40～42頁参照。

⁽²¹⁾ 鈴木正幸、水林彪、渡辺信一郎、小路田泰直共編『比較国制史研究序説』（柏書房、1992年）196頁参照。

いたのである。⁽²²⁾

つまり、主家から与えられた土地・禄米という御恩給付はその家の身分・格式に応じて支給され、家の俸禄としてその家に属する、いわゆる家禄である。また、家禄は身分の世襲とともに家督として代々長子の相続によって相伝され、その家系がそれで存続されるため、世嗣断絶などで家禄を失うことは即ち家の断絶ということになる。

当然のように、父祖が得た俸禄を恩徳としてそれに感謝の気持ちを忘れずに、代々の子孫が大切に守って行くことは重要視される。例えば、「内藤義泰家訓」には相続関連の一条がある。

世禄七万余石、嫡々可相守。莫減一所一粒。某帰老之節、新田其外有余之畠、不殘可讓其方。豈有相違。汝讓嫡子之時、又宜如斯。若有庶子、別得官仕幸也。否乃可致下臣。

万一無実子、可養同姓之子。不可雖近然立他姓事⁽²³⁾

そして、渋谷隠岐守良信は主恩とともに祖先の恩を強調して、次のように訓戒している。人間一生の勤は忠孝の道なり、聖賢千万言の教も、皆忠孝の為なるべし、忠孝を勤めんと思はば、主君並に先祖父母の恩を常々怠るべからず、恩をしらなぬ者は、不慮の災難にあふものなりと、古人もいひしなり、油断すべからず、人間の苦しみは、飢寒より甚しきはなし、百姓町人などの昼夜をわかつた骨を折も、飢寒を免れんとするの為なり、家職の勤油断して、飢寒に及ぶもの多し、然る今の世の武士は、生まれながら飢饉の苦しみなく、父母、妻子、兄弟を養ひ、家来を仕ひ、安楽にくらすは、これ主君並先祖父母の恩徳にあらずや、この恩を常々忘れずは、忠孝の勤に怠るべきやうなし、古老のものが なりに、毎日食に向ひ衣服を着る時に、主君、先祖、父母の恩徳を思ふべしとなり⁽²⁴⁾

さらに、先祖を祭ることを怠らないようにと説いたものもある。「伊勢貞丈家訓」の「先祖の事」という項目では、「先祖をばあがめうやまひて、おろそかに無沙汰すべからず、我身のうけつぎたる血すぢの根本にして、我家の始まり也、然る間、忌日にはかたく精進し、膳部をそなへ拜礼し、墓へ参り、年忌とぶらひ、怠らず祭るべし」⁽²⁵⁾と述べている。

一方、家禄・家格は本来、先祖の武勲や功績の褒賞として与えられたものであるた

⁽²²⁾ 水林彪『日本通史Ⅱ 封建制の再編と日本の社会の成立』（山川出版者、1987年）255～257頁、272～276頁参照。

⁽²³⁾ 「内藤義泰家訓」前掲書『日本教育思想大系 近世武家教育思想 家訓・訓誡』、185頁参照。

⁽²⁴⁾ 「渋谷隠岐守筆記」前掲書『日本教育思想大系 近世武家教育思想 家訓・訓誡』、241頁参照。

⁽²⁵⁾ 「伊勢貞丈家訓」前掲書、259～260頁参照。

め、

身分上の名誉をも意味するものである。そして、「家」は武士の名誉文化の揺籃であった⁽²⁶⁾とされるように、主君・祖先への報恩、家産の護持、家系の永続、家名に対する尊重・維持が重要な生活態度及び倫理的態度として日常的に求められるのと相表裏するのは、そうした態度を支える名誉堅持と、名誉が侵害される時の雪辱の信念ではなかろうか。

この点に関しては、江戸期に来日した外国人たちの観察が裏付けとなる。1690年から二年余りの間に滞在したドイツ人医師ケンペル (Engelbert Kämpfer 1651~1716) は「有名な先祖の大功・偉勲を記念する日本人は、そのため心の中にある種の勇猛心と名誉に対する願望を抱くのである」⁽²⁷⁾と言っている。また、1779年に来日したオランダ人出島商館長ティシング (Isaac Titsingh 1745~1812) は日本人の名誉意識の形成を「日本人は、幼時から祖先の英雄的な業績の数々の物語を聞き慣れており、また小さいときから、祖先の功績を記録してあるような書物を教わっている。また、その母の乳を飲みながら、名誉を陶酔的なまでに愛する心をも胸いっぱい吸収して育っている。戦争の技術もまた彼らのもっとも得意として勉強するところである」⁽²⁸⁾と記している。

そして、侮辱を感じたときの反応について、前に言及したツンベルグは「正義の念に厚く、同時に自負心強く且つ勇敢なる国民であるから、これに侮辱を加えるものに対しては一步も譲らない。事実私はかくの如く人を嫌うこと深く恨を抱くこと深き人間を見たことがない。この国民はその憤怒の心を外に出さない。その心の奥底に集中させておいて、機会に至れば即ち復讐に出るのである」⁽²⁹⁾と述べた。ティシングも「日本人は、どんな些細な侮辱に対しても鋭く反応する。その侮辱を拭い去るには血を流すこともあえてする」と、その雪辱の方法として「自殺するのがふつうのことであるが、自殺をすれば、他の人から罰を受けるという恥辱を避けることができる」⁽³⁰⁾という観察を示した。

同じく、オランダ人のゾーフ (Hendrik Doeff 1777~1835) も自殺が名誉回復に繋がると見ており、自殺することによって一族の名誉が保たれることを知っていた⁽³¹⁾。さらに、幕末期の激動の中に 1859年に着任した初代駐日イギリス公使オールコック (Rutherford Alcock 1809~1897) は日本人の侮辱・無礼に対する鋭敏な反応を「日本人は自らの国民と国家を誇り、自らの威厳を重んじ、慣習や礼儀が要請する一切を無視されたり拒否されたりするときには、非常な侮辱無礼をうけたと感ずる」⁽³²⁾と指摘している。

⁽²⁶⁾ 池上英子『名誉と順応—サムライ精神の歴史社会学』(NTT出版株式会社、2000年7月) 68頁参照。

⁽²⁷⁾ 前掲書『「日本人論」の中の日本人』上より再引用、99頁参照。

⁽²⁸⁾ 前掲書『「日本人論」の中の日本人』上より再引用、124~125頁参照。

⁽²⁹⁾ 前掲書『「日本人論」の中の日本人』上より再引用、116頁参照。

⁽³⁰⁾ 前掲書『「日本人論」の中の日本人』上より再引用、125頁参照。

⁽³¹⁾ 前掲書『「日本人論」の中の日本人』上、132頁参照。

⁽³²⁾ 前掲書『「日本人論」の中の日本人』上より再引用、181頁参照。

武士たちは名誉への損傷や侵害、挑戦、侮辱に対して確かに過敏的であった。それでは、いかなることは名誉であるか、不名誉であるか、実際どのようなことを恥辱と感じ、その反応としてどのような雪辱の行動を取ったのかということになると、実に様々であった。

まず、武士は本来、武技・武略を専門とする戦士であるため、戦場で命を顧みずに勇ましく専門的技能を振るって戦うこと自体は、戦闘プロとしての名声にかかわることである。当然ながら、敵に打ち勝って戦功を上げることは至上の信念であり、したがって、相手に勝たなければならないという意志が強い。それで戦勝したら、最高に名誉のあることだが、勝てなかったら、勇敢に戦った後に主君に対する忠誠の証として潔く戦死したのもまたは自決したのも名誉のある死とされていた。その捨て身の死に方の出現は中世からのことであった同時に、新しいエートスの出現でもあったと言われている⁽³³⁾。

さらに、戦勝することを最高の荣誉とする以上、どうやって勝てるのか、つまり武技や戦法、武略、戦術の巧みよさも名誉のあることとして賞賛される。常時の身体の鍛錬、武技の精進、尚武、進取など、反対に、戦場での寝返りや卑怯な行動、逃亡、敗北、降伏は恥じるべきことである。さらに、危機的状況に対する不覚、不用意、怠慢、能無し、臆病、油断、堪忍、主君への裏切り、軟弱などは名誉を損なう行為である。従って、自分の名誉が損なわれるような侮辱や無礼、挑発、紛争の解決手段として喧嘩や報復、仇討ちで実力を証明することが必要である。

しかし、それで命を落としたら、果たして意味のあることだろうか、その自己意識の発露としての喧嘩、一方、名誉に対する挑発を我慢することを訓戒した家訓もある。

喧嘩争闘は武士の辱を受けて、不得已事相果し、身を潔くすとの儀なりといへども、義を以てする者まれに、非義之死は多し。其所以は常人がら不宜、あるひは過憤怒、人の恥を請、戲言不礼に過、人を嘲り、卒爾之喧嘩有之故なり。常に分を考、礼を厚し、士道に無害事は令堪忍ば、争闘は有之間敷也。身を任せ命を委て、臣として忘公事者、私事不忠不覚、不及是非候。依之任御大法可為死刑⁽³⁴⁾

また、「伊勢貞丈家訓」の「堪忍の事」という条項では、堪忍の重要性が説かれているが、例外の場合がある。すなわち、「主君の敵父母の敵、此二ツばかりは堪忍すべからず、いかにもして敵を討つべし、是もその敵をうちおふする迄の間は、堪忍を専らにせざれば、うちおする事ならぬ也、能々心得べし、堪忍は心を長くゆるやかにもたざれば、堪忍なりがたきものなり」⁽³⁵⁾と述べている。

⁽³³⁾ 前掲書『名誉と順応—サムライ精神の歴史社会学』第4章参照。

⁽³⁴⁾ 「酒井隼人（忠胤）家訓」小沢富夫『武家家訓・遺訓集成』（ペリかん社、2003年）299頁参照。

⁽³⁵⁾ 「伊勢貞丈家訓」前掲書『日本教育思想大系 近世武家教育思想 家訓・訓誡』、269～270頁参照。

ところが、仮に主君から不名誉のような扱いをされたら、どうするか。事実、主君から恣意的な降格同然の扱いを受けて反発した例もあった⁽³⁶⁾。武士たちの生活態度・倫理的態度の中に、家格と身分的名誉を尊重・堅持し、たとえ主君であっても屈しないという信念は如何ほど深く内面化されているかがわかる。

さらに注目すべきことは、例えば「日本の内にては御当家御亡び、他人天下を取ても、是は御一分の御恥計なり、異国へ日本の地一寸たりとも遺しては、日本の恥也」⁽³⁷⁾と徳川斉昭が家光の言葉を引いたところから見てもわかるように、名誉信念は家や主君、藩、幕府の名誉とのみならず、日本全体の名誉と結びついて観念されたものである。ここに、異国の日本侵入によって恥辱を蒙ったという動機から湧き起こった攘夷行動の道へ指向する可能性が内包されると考えられる。

むすび

以上のように、近世日本の支配階層である武士のエートスと支配構造との関連を家訓、遺訓などを通して考察した。まとめとして、まず、近世日本の武家社会の主従制的支配構造の下に、忠勤や奉公を説く多くの家訓・遺訓の内容からもわかるように、主君に対する忠誠信念と従順的・奉仕的態度が重んじられていたことが挙げられる。

次に、こうした構造は身分的上下関係で成り立っていたため、それは儀式・儀礼の尊重と遵守によって表現され、その日常生活の中で馴致されてきた身分相応的な儀式・儀礼遵守の生活態度や倫理的態度を支えるのは、家訓や遺訓などから見られる分限重視の信念である。

さらに、近世日本の武家社会は「家」と「家」との関係で結ばれていた。主家から先祖の武勲や功績の恩賞として与えられた家格・家禄は、家訓・遺訓の中で強調されるように、主君・先祖の恩徳であるのみならず、身分上の名誉でもある。このような「家」で培われたのは、名誉維持及び名誉が損なわれる時の雪辱の信念である。

勿論、武士固有のエートスと支配構造以外の諸要因、例えば幕藩官僚制や儒教思想との関連、そして、武士固有のエートスの時代的展開といった研究課題の数々もまた重要である。本稿は武士固有のエートスの一端にアプローチしたものに過ぎない。これからも更なる考察を進めていく次第である。

⁽³⁶⁾ 「武士の身分と格式」前掲書『日本の近世 第七巻 身分と格式』、218～224 頁参照。

⁽³⁷⁾ 「明訓一斑抄」前掲書『日本教育思想大系 近世武家教育思想 家訓・訓誡』、401 頁参照。